⑸　工期　工事の始期から700日間（但し、令和４年１月25日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

⑹　使用する主要な資機材

受変電設備一式（配電盤形式：高圧スイッチギア・キュービクル式配電盤、設備容量：1,900kVA）、自家発電設備一式（形式：ディーゼル機関）、太陽光発電設備一式（アレイ出力：20kW）、自動火災報知設備一式（方式：複合ＧＲ型受信機）、中央監視制御設備一式

⑺　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑾　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑿　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける工事である。

⒀　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒁　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⒂　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

⒃　本工事は、入札説明書に示す工事成績相互利用適用対象工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

⒄　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

ただし、毎月第４土日を現場閉所とする試行工事である。なお、毎月第４土日の現場閉所が未実施となっても、罰則規定はない。

⒅　本工事は、受注者が入札時又は、工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。（総合評価に関する技術提案において加点評価対象となった内容は除く。）

⒆　本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。

適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。

⒇　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

(21)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(22)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた費用の補正を行う試行工事である。

(23)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「電気設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における建築工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,100点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す「同種工事」の施工実績を有すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記１）～３）の施工実績にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

当該実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体有資格業者は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

２）経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

３）特定ＪＶの代表者は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋑の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋐　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者に求める「同種工事」は、次の①から④の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室、研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超えるもの

②　階数　地上５階以上

③　工事種目　受変電設備

④　工事内容　新築工事又は増築工事

上記①から④までは同一建築物の実績であること。また、②については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。③については配線・機器・据付・試験・調整を含む工事であること。